

# 会議結果報告書

- 1 定例会
- 2 開会日時 令和7年4月23日（水）午後1時23分
- 3 閉会日時 令和7年4月23日（水）午後2時11分
- 4 出席者 教育長  
教育委員 4人 計5人
- 5 議決等の状況

原案可決	5件	承認	3件
一部修正可決	0件	同意	0件
継続審議	0件	その他	0件
- 6 議事録 別添のとおり

# 教育委員会定例会議事録

- 1 会議年月日 令和7年4月23日(水)
- 2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田	憲章
委員	玉井	節夫
委員	神原	謙治
委員	松本	真奈美
委員	米田	珠美

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・3月24日(月) 感謝状贈呈式
- ・3月26日(水) 全員協議会
- ・4月14日(月) 総務文教委員会
- ・4月15日(火) 第1回広島県市町教育長会議

【学校教育課】

- ・4月9日(水) 小中学校入学式
- ・令和7年度学校別児童・生徒数等
- ・府中町生徒指導上の諸課題の状況
- ・水分峡森林公園の事案に係る小中学校臨時休校

【社会教育関係】

- ・4月19日(土) 公民館開講式

日程第3 報告第1号 代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」

日程第4 報告第2号 代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」

日程第5 報告第3号 代理行為の承認について「学校医等の委嘱について」

日程第6 第1号議案 府中町社会教育委員の委嘱及び任命について

日程第7 第2号議案 府中町公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について

日程第8 第3号議案 府中町文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第9 第4号議案 府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命等について

日程第10 第5号議案 府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要

## 綱の一部改正について

### 5 職務のため会議に出席した者

教育部長	屋敷 学	教育次長兼学校教育課長	宍田 貴
教育総務課長	宮脇 理恵	教育総務課主幹	長岡 広憲
社会教育課長	砂崎 勇介	社会教育課主幹	小路 和司
教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳	教育総務課主査	信岡 久美

### 6 議事の内容

(開会 午後1時23分)

#### 教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

#### 教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と玉井委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

#### 教育長

では次に参ります。

日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告9件です。

まず、会議等4件です。

1件目は、3月24日月曜日に開催されました「感謝状贈呈式」についてです。この感謝状は、20年以上の長きにわたり町の職を務めていただいた方等に贈呈するものです。教育委員会関係では、学校歯科医を長年務めていただきました田邊文彦さん、社会教育委員を長年務めていただき、現在は学校運営協議会委員を務めていただいています岡崎律子さんに贈呈しました。

2件目は、3月26日水曜日に開催されました「全員協議会」についてです。「府中町第5次総合計画の策定について」ですが、詳細については教育部長が報告します。

#### 教育部長

教育部長です。

3月26日に開催された全員協議会において、「府中町第5次総合計画の策定について」町部局から議会に対して説明を行いましたので、その内容を報告いたします。

「総合計画」とは、町政運営における最上位の計画として、本町が目指す「将来像」を実現するための指針を明らかにしたもので、本町では、平成28年度に10年間を計画期間とする「府中町第4次総合計画」を策定し、社会情勢や町内情勢変化を踏まえた見直しを行いつつ、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでいるところです。現行の「第4次総合計画」が令和7年度をもって最終年を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、住民ニーズを踏まえ、令和7年度中に次期計画となる「府中町第5次総合計画」を策定することになります。この度の全員協議会では、「府中町第5次総合計画の策定」に係る今後のスケジュールのほか、「府中町の人口動態」や「住民等アンケート調査結果」、「府中町第4次総合計画の取り組み実績と課題」について、

計画の統括を行う町部局の総務企画部から説明を行いました。第5次総合計画の策定に係る進捗状況や計画案等については、今後も定期的に四半期ごとに、議会に対して説明を行う予定です。

報告は以上です。

## 教育長

3件目は、4月14日月曜日に開催されました「総務文教委員会」についてです。教育長報告として、「卒業式及び入学式について」、「小学校・中学校の運動会について」、「令和7年度県費教職員人事異動について」の3件を報告しました。また、「令和7年度主要工事執行計画について」及び「令和7年度児童生徒数について」説明しました。「令和7年度児童生徒数について」は、次の学校教育関係で報告します。「令和7年度主要工事執行計画について」は、詳細を教育総務課主幹が報告します。

## 教育総務課主幹

教育総務課主幹です。

令和7年度主要工事執行計画について、報告します。

令和7年度は2つの主要工事の執行を計画しています。

1つ目は、府中北小学校校舎・屋内運動場改修工事です。事業費は、2億3,947万円で、工期は、6月から来年3月末までの約9ヶ月を予定しています。工事場所は、府中北小学校で、校舎及び屋内運動場の屋根・外壁について、全面的な改修を行うものです。

続きまして、2つ目は、府中東小学校・府中緑ヶ丘中学校消防設備改修工事です。事業費は、8,549万2千円で、工期は、6月から来年3月末までの約9ヶ月を予定しています。工事場所は、府中東小学校と府中緑ヶ丘中学校で、校舎と屋内運動場の屋内消化栓設備や自動火災報知設備の全面的な改修を行います。

両校ともに建築後45年以上が経過し、法定点検でも不良が指摘されたため、全面的な更新を行うものです。

報告は以上です。

## 教育長

4件目は、4月15日火曜日に県庁で開催されました「第1回広島県市町教育長会議」についてです。教育部長が代理出席しましたので、報告します。

## 教育部長

教育部長です。

4月15日に令和7年度第1回広島県市町教育長会議が開催されました。教育長の代理として私が出席しましたので、その内容を報告いたします。

開会行事では、県教育委員会篠田教育長が挨拶をされ、令和7年度重点事項について、安心安全な学校づくり、ICT活用、働き方改革の3点説明がありました。また、教育長メッセージとして、心理的安全性の確保と不祥事根絶について説明されました。

その後、県教育委員会事務局職員紹介、新任市町教育長紹介が行われました。

続いて、県教育委員会の令和7年度施策と予算についての説明後、主要施策の概要について、管理部、乳幼児教育・生涯学習担当部及び学びの変革推進部から説明がありました。

その他、本年7月23日から8月20日まで中国5県を中心にインターハイが開催されます。広島県では総合開会式をはじめ、7競技、8種目が行われます。

報告は以上です。

## 教育長

次に、学校教育関係4件です。

1件目は、「小中学校入学式」についてです。4月9日水曜日、午前中に中学校2校、午後小学校5校の入学式を挙りました。来賓に町長、副町長及び町長代理、また、町議会議員にご出席いただきました。委員の皆様にもご参加いただきましたので、後ほど感想などをお聞かせいただければと思います。

2件目は、総務文教委員会でも報告しました「令和7年度学校別児童・生徒数等」、3件目は、「府中町生徒指導上の諸課題の状況」、4件目は、「水分峡森林公園の事案に係る小中学校臨時休校」についてです。2件目、3件目、4件目について、学校教育課長が報告します。

## 学校教育課長

学校教育課長です。

まず、「令和7年度学校別児童・生徒数等」についてです。資料「令和7年度 学校別児童・生徒数等一覧」をご覧ください。3つ表があり、上の表が小学校の児童・学級数、中ほどの表は中学校の生徒・学級数で、下の表は参考として学校調査の基準日である5月1日時点の児童・生徒数の推移を平成26年度から令和6年度まで記載したもので、上の2つの表は直近、令和7年4月7日現在の数値です。上の表、小学校は、新1年生、通常学級442名、特別支援学級24名、計466名を迎え、児童総数3,118名となりました。昨年の学校基本調査の基準日である5月1日と比較すると、113名の減です。中ほどの表、中学校は、新1年生、通常学級451名、特別支援学級16名、計467名を迎え、生徒総数1,294名となりました。同様に前年度と比較すると、70名の増です。小中学校の児童生徒総数は、4,412名で、前年度比63名の減です。

続いて、「府中町生徒指導上の諸課題の状況」についてです。資料「府中町生徒指導上の諸課題の状況（令和6年度）」をご覧ください。まず、暴力行為の発生件数です。右側の令和6年の欄を見ますと、小学校は65件、中学校は24件で、昨年度と比べ、小学校は約1.4倍、中学校は約2.2倍に増加しました。次に、いじめの認知件数です。小学校は49件、中学校は15件です。昨年度と比べ、小学校は約3.2倍に増加、中学校は約半減しました。いずれも、事実確認、保護者連携、学級での指導を行い、その後も継続的に被害・加害児童の保護者へ連携を図っています。次に、特別な指導の件数です。小学校で178件、中学校で63件です。昨年度に比べ、小学校は約1.2倍に増加、中学校は約0.8倍に減少しました。内容としては、暴力行為、いじめへの指導の他、怠学、家出、携帯電話に関するもの、校則違反に対する指導などです。次に、不登校人数についてです。小学校は61人、中学校は68人です。昨年度と比べ、小学校で微減、中学校は同数でした。小学校は61人のうち35人が、中学校は68人のうち46人が昨年度も不登校でした。また、100人当たりの不登校児童生徒の割合は、小学校が1.88人、中学校が5.56人で、昨年度に比べ、小・中ともに0.14人減少しました。不登校への対応については、担任だけでなく生徒指導主事や教育相談担当、管理職がケース会議を持ち、保護者と連携を図りつつ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、実態に応じ町の教育支援センターやスクールSとつなげ、一人ひとりに応じた居場所づくり等の取組みを続けています。また、教育支援センター「たんぽぽの部屋」には、小学生8名、中学生19名の計27名が登録し、うち小・中それぞれ3名の計6名が学校に復帰しました。また、広島県教育委員会が設けた不登校支援センター「スクールS」には、小学生3名、中学生1名の計4名が在籍しました。令和6年10月31日に文部科学省が公表した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」によりますと、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、日常の生活が戻っていく中で、子どもたちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況がうかがえる。子どもたちを巡る環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子どもたちがいる可能性や、子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性等も考慮し、引き続き周囲の大人が子どもたちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要であるとされています。本町で

は、昨年度、いじめの積極的な認知・組織的対応の徹底をテーマに教職員研究大会を行いました。引き続き問題行動やいじめの早期発見・認知に向けた学校組織づくり、個に応じた指導の充実や子どもや保護者が悩みや不安を気軽に相談できる体制の充実に努めていきます。

続きまして、水分峡森林公園の事案に係る小中学校臨時休校についてです。すでに報道等されているところですが、4月12日土曜日午後10時頃、水分峡森林公園で公園を訪れていた人から110番通報があり、駆け付けた警察官が倒れている男性を発見。病院に搬送されましたが死亡が確認されたという事案が発生しました。この事案を受け、教育委員会事務局では、13日日曜日12時40分に全ての小中学校のホームページに事案の概要と保護者に対する児童生徒の安全配慮へのお願いを掲載し、14時過ぎに町の安心安全メール及び公式LINEにて注意喚起を行いました。同日16時15分、児童生徒の安全を最優先に、翌14日月曜日は臨時休校、放課後児童クラブも休会とする旨学校のホームページに掲載するとともに、町の安心安全メール、公式LINE及び防災行政無線で発信しました。各学校からも小1の長子については電話で、2年生以上については学校保護者間連絡システムにより保護者に臨時休校の連絡をしています。14日月曜日8時30分には臨時校長会を招集し、校長に教職員による登下校の見守り体制の整備を指示。15日火曜日から中学校の部活動を除き学校を再開、放課後児童クラブも保護者のお迎えを条件に再開、16日水曜日からは放課後の部活動を再開、17日木曜日からは放課後児童クラブも通常どおりの受入れとしています。15日の学校再開以降、地域の方々の見守り、保護者の皆さんの見守りをいただき、また警察の巡回も非常に強化していただいたこともあり、21日月曜日からは部活動の朝練も含め、児童生徒の学校生活は平常どおりに戻しているところです。現時点では大きな混乱や児童生徒の動揺等について報告はありませんが、児童生徒の安全の確保を最優先にしつつ、安心を取り戻すために、教職員も含め、一日も早く通常の学校生活に戻せるよう、引き続き関係機関と連携してまいります。

報告は以上です。

## 教育長

次に、社会教育関係1件で、「公民館開講式」についてです。4月19日土曜日の午前中に府中南公民館、午後に府中公民館の開講式を開催しました。詳細については社会教育課長が報告します。

## 社会教育課長

社会教育課長です。

公民館開講式について報告します。

両公民館の開講式は、4月19日土曜日に行いました。府中南公民館は、午前10時から府中南公民館ホールにて開催しました。館長あいさつ、教育長あいさつの後、副館長による定期活動者向けの公民館活動ガイダンスを行いました。その後、講演として、「なりゆきまかせ、風まかせの映画人生」と題し、中区で八丁座やサロンシネマなどの映画館を経営する株式会社序破急代表取締役社長、蔵本順子さんにお話をいただきました。蔵本さんのこれまでの人生を振り返りながら、出会ってきたさまざまな映画、身近な映画のお話など、様々な裏話も盛り沢山で、テンポよくお話いただき、講演の締めとして、日本舞踊の披露もしていただきました。参加者のアンケートからは、講演について、多くの方が「生きる力」「勇氣」をもらったといった前向きな感想、有意義な時間だったといった満足度の高い感想を多数いただきました。参加者数は251人でした。

続きまして、府中公民館は、午後1時30分から府中公民館ホールにて開催しました。南公民館と同様に、ハロー公民館代表者あいさつ、教育長あいさつの後、副館長による公民館活動ガイダンスを行いました。その後、開館70周年記念として、町長、議長の祝辞をいただき、藤井幸子さん、谷口邦彦さんのお二人によるソプラノ・ギターデュオコンサートを行いました。素敵な歌声とギター演奏をメインに、ピアノやサクソなどの演奏も披露していただきました。会場からアンコールが沸き起こるなど、素敵な音楽

を楽しみました。参加者のアンケートからは、素晴らしいコンサートだった、二人の演奏、歌声に感動したなどの意見が多く、学習活動の集いのはじまりにふさわしいコンサートといった意見を多数いただきました。参加者数は250人でした。

報告は以上です。

#### 教育長

報告は以上です。

それでは「会議等」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

「学校教育関係」について、何かご質問等ございますか。

また、入学式にご出席いただきましたので、ご感想等がありましたら併せてお願いします。

#### 玉井委員

府中中学校に午前中行ったんですけど、いつも思うんですけど、生演奏が素晴らしいなと思って。その生演奏の中で新入生が入ってくるんですけど、261名の新入生で10分くらいかかりましたね。やっぱり大きいなと思って。保護者席もいっぱい立たれていた保護者の方もたくさんおられたと思います。式は本当に静かな雰囲気、最後まできちんとした態度で式に臨んでいました。すんだ後、教職員がずらっと並んだんですけど、1年生に関わる先生だけで30何人おられて、そこでもやっぱり府中中の規模は大きいんだなというのはすごく認識しました。昼からは府中北小学校へ行って、58名でとってもかわいい入学式でした。午前中府中中の入学式に出ているのもあって、入場してくる子どもたちを見て、6年後はあんな立派な青年になるんだなというのを感じながら見ていたんですけど、やっぱり教育がとても大切なんだなと思って、1年生のかわいい子どもたちを見て、立派な青年に育てていかなければいけないんだなというのを思いました。人数が少ないということもあって、担任の先生が一人ひとりの名前を呼ぶんです。一人ひとり名前を呼ばれたらすぐ、はいと立って返事をするんです。それが全員でちゃんと返事ができるっていうのがすごいなって。今回の58名の子はみんなしっかり声が出せたなって思いました。以上です。

#### 松本委員

私も玉井委員さんと一緒に、午前中は府中中学校の入学式に参加させていただきました。式典らしく、皆さんきちっとされて、新しい出発を迎えるんだという気持ちをすごく感じたいい式でした。午後からは、府中小学校の入学式に参加させていただきました。最初に先生が1年生の子どもたちに、2つ約束を守ってくださいと言われて、まず足をぶらぶらさせない、もう1つは「はい。」と返事をする、というのを約束させてもらうので、子どもたちちゃんとできるかなと思ったら、本当にみんな足ぶらぶらをしなかったのがすごいなと思ったのと、今回私が微笑ましく思ったのが、先生がお名前を呼ぶ時に、何人かが「はいっ。」と元気よく返事をした後に、手をきちっと挙げる子がいたのがすごいかわいいなと思いました。こちらも初々しくなるし、将来が楽しみでもあるなといういい式典でした。以上です。

#### 米田委員

私は午前中に緑ヶ丘中学校に行かせていただいて、午後は東小に行かせていただきました。206名の新入生を迎えて、厳かな良い式でした。吹奏楽部の演奏と共に入場という形で、やっぱり中学校だなと。南小の卒業式に行かせていただいていたので、同じ子なわけですよ、半分くらいが。つい20日前なのに、あのあどけなくて無邪気だった姿とは違って、真新しいちょっと大きめの制服に身を包んで、すごく緊張した

面持ちで入場してきて、背筋をピンと伸ばして座っている姿に、たったこれだけの期間でもすごく成長したなと感じました。東小の方は、50名の児童が6年生と一緒に入場で、手を引いてもらって入場してきました。どこの列を通る、どこに座るも、お姉ちゃんお兄ちゃんの顔を見ながら、ここでいいのみたいな感じで座っていたんですけども、前をきちんと向いて、校長先生の話をしっかり聞いていました。2時過ぎくらいですかね、途中眠くなって、お昼寝の時間とかにあたるのかな、保育園だと。時々舟を漕ぐ児童もいたりして、とても微笑ましかったです。瞳を輝かせて、大きめのランドセルで、入口の所に入学式って看板があるので、あそこで保護者さんと写真を撮っている姿とか、一緒に登校している姿に、小学校生活を楽しんでくれたらいいなという風に思いました。

#### 教育長

ありがとうございました。「社会教育関係」について、何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

では次に参ります。日程第3、報告第1号「代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

#### 教育部長

教育部長です。報告第1号、令和7年4月23日、「代理行為の承認について」、合同訓令の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

#### 教育総務課長

教育総務課長です。

報告第1号「代理行為の承認について」説明いたします。

合同訓令の一部改正について、令和7年3月19日付で府中町長から府中町教育委員会へ協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和7年3月27日付で行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。内容としましては、令和7年度組織改正により職員課を新設することに伴い、関連する規定の整理を行うものです。「府中町職員懲戒審査会規程」のほか8つの規程に関して、別添新旧対照表のとおり、「総務課」を「職員課」に、「総務課長」を「職員課長」に改める改正になります。

説明は以上です。

#### 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

ないようでございます。よって日程第3、報告第1号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第4、報告第2号「代理行為の承認について「合同訓令の一部改正について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第2号、令和7年4月23日、「代理行為の承認について」、合同訓令の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、教育総務課長が行います。

教育総務課長

教育総務課長です。

報告第2号「代理行為の承認について」説明いたします。

合同訓令の一部改正について、令和7年3月19日付で府中町長から府中町教育委員会へ協議がありましたが、教育委員会会議を開催するいとまがなかったため、「教育長に対する事務委任規則」第3条第1項の規定により代理し、同意する旨の回答を令和7年3月27日付で行いましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。内容としましては、「報告第1号」と同様、令和7年度組織改正により職員課を新設することに伴い、関連する規定の整理を行うものです。具体には、「府中町職員の身分証明書に関する規程」に関して、別添新旧対照表のとおり「総務課長」を「職員課長」に改める改正になります。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、報告第2号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第5、報告第3号「代理行為の承認について「学校医等の委嘱について」」を議題といたします。

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。報告第3号、令和7年4月23日、「代理行為の承認について」、学校医等の委嘱について、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

## 学校教育課長

学校教育課長です。

報告第3号について説明します。

別紙「府中町立学校医等名簿」をご覧ください。令和7年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師です。委嘱期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日です。学校ごとに、左から、学校医主任、学校医の内科、耳鼻科、眼科、外科、学校歯科医、学校薬剤師を表にまとめており、複数校で併任の医師にはアンダーラインを引いています。それでは、前年度から変更のあった医師について、説明します。

府中小学校です。学校医主任は、前野医院の前野秀夫医師から向洋こどもクリニックの梶梅輝之医師へ、学校医の内科も同じく前野秀夫医師から梶梅輝之医師へ、眼科は益田眼科の益田徹医師からソレイユ眼科の今田昌輝医師へ変更となります。

続いて府中南小学校です。学校医の耳鼻科は、マツダ病院の清原敬一郎医師から同じくマツダ病院の和田直覚医師へ変更となります。

続いて府中中央小学校です。学校歯科医主任は、田辺歯科医院の田邊文彦医師からくらの歯科医院の倉田昌典医師へ、学校歯科医は倉田昌典医師及びくるみ歯科医院の高木秀樹医師からもみじ歯科の豊田祐輔医師及び竹中歯科医院の柴田眞吾医師に変更となります。

説明は以上です。

## 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

## 教育長

ないようでございます。よって日程第5、報告第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

## 教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

## 教育長

では次に参ります。日程第6、第1号議案「府中町社会教育委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。説明をお願いします。

## 教育部長

教育部長です。第1号議案、令和7年4月23日、「府中町社会教育委員の委嘱及び任命について」、府中町社会教育委員の委嘱及び任命について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

## 社会教育課長

社会教育課長です。

第1号議案 府中町社会教育委員の委嘱及び任命についてご説明させていただきます。

社会教育委員は、府中町社会教育委員条例において「府中町に府中町社会教育委員15人を置く。」となっており、「委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」、また「委員の任期は2年」とされています。この度、4月30日に任期満了を迎えるこ

とから、新たに委嘱及び任命をするもので、任期は令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間を予定しております。

委員のうち変更のあった8名のみ説明させていただきます。

学校教育の関係者として、府中小学校校長の青木真智子氏、府中中学校校長の東秀樹氏。

社会教育の関係者として、あきふちゅう文化協会から選出された讃岐真理子氏、府中町女性会から選出された高山厚子氏、府中町南部町内会連合会から選出された川尻武信氏、府中町北部町内会連合会から選出された久保芳彦氏、府中町民生委員児童委員協議会連合会から選出された山本みづほ氏、府中町学校PTA連絡協議会から選出された花田能人氏です。

説明は以上です。

#### 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

#### 教育長

今の説明で、新任が8名ということですか。

#### 社会教育課長

そうです。

#### 教育長

わかりました。

#### 教育長

ないようでございます。よって日程第6、第1号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

#### 教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

#### 教育長

では次に参ります。日程第7、第2号議案「府中町公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### 教育部長

教育部長です。第2号議案、令和7年4月23日、「府中町公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について」、府中町公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

#### 社会教育課長

社会教育課長です。府中町公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について説明をさせていただきます。

公民館運営審議会委員は、府中町立公民館の設置及び管理条例において「委員の定数を10人とする。」とあり、社会教育委員と同じく、「審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」、また「委員の任期は2年」とされています。この度、

4月30日に任期満了を迎えることから、新たに委嘱及び任命をするもので、任期は令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間を予定しております。

委員のうち変更のあった3名のみ説明させていただきます。

学校教育の関係者として、府中北小学校校長の宮里洋司氏、府中緑ヶ丘中学校校長の相星美智子氏。

社会教育の関係者として、府中公民館活動者から選出された世良護氏です。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第7、第2号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第8、第3号議案「府中町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第3号議案、令和7年4月23日、「府中町文化財保護審議会委員の委嘱について」、府中町文化財保護審議会委員の委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課主幹が行います。

社会教育課主幹

社会教育課主幹です。

議案第3号「府中町文化財保護審議会委員の委嘱について」説明します。

文化財保護審議会委員は、府中町文化財保護条例において「審議会は、委員8人以内をもって組織する。」となっており、「委員は、学識経験者、文化財に関し識見の高い者から教育委員会が委嘱する。」また「委員の任期は2年」とされています。この度4月30日に任期満了を迎えることから、新たに委嘱するもので、任期は令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間を予定しております。

委員のうち変更のあった1名のみを説明させていただきます。

日本考古学の学識経験者として、元広島県教育委員会文化財課長の桑原隆博さんです。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第8、第3号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第9、第4号議案「府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命等について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第4号議案、令和7年4月23日、「府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命等について」、府中町学校運営協議会委員の委嘱及び任命等について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第4号議案について説明します。

府中町学校運営協議会は、学校の運営及びその運営に必要な支援に関する協議等を行う機関で、保護者、地域住民等が一体となって学校の運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組む機関です。現在の学校運営協議会委員は、昨年、令和6年4月23日に開催された教育委員会会議で議決いただき、その任期は令和6年5月1日から令和8年3月31日までとなっておりますが、この度、人事異動等に伴い、委員の任命・委嘱の解除及び新たな委員の任命・委嘱を行うものです。

まず、委員の任命・委嘱の解除です。次のページの表に記載のとおり、任命解除が12名、委嘱解除が3名で、発令日は令和7年3月31日です。

続いて、任命及び委嘱です。次のページをご覧ください。先ほどご説明した任命解除12名、委嘱解除3名に加え、1名ご逝去によりまして、計16名の欠員に対し、表に記載のとおり、任命12名、委嘱4名の計16名について新たな任命・委嘱を行うものです。

発令日は議決の日、新たに委嘱・任命される委員の任期は、府中町学校運営協議会規則第6条第2項に定める「前任者の残任期間」である令和8年3月31日までです。

説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第9、第4号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

教育長

では次に参ります。日程第10、第5号議案「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

## 教育部長

教育部長です。第5号議案、令和7年4月23日、「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部改正について」、府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、学校教育課長が行います。

## 学校教育課長

学校教育課長です。

第5号議案について説明します。

改正の趣旨は、国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正に伴い、「府中町副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱」を一部改正するものです。新旧対照表をご覧ください。国の補助基準額が改正されたことに伴い、第5条第2項の給付限度額について、国と同様4,800円を4,900円に改正するものです。なお、本改正は、議決日から施行するとともに、令和7年4月1日から適用します。

説明は以上です。

## 教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

## 教育長

ないようでございます。よって日程第10、第5号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

## 教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決めます。

## 教育長

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後2時11分)